

令和6年10月1日より

児童手当が新制度になります

児童手当法改正により、令和6年10月分の児童手当から支給対象児童や手当月額が拡充されます。

【児童手当の拡充と変更内容】

	現行制度 (令和6年9月分まで)	新制度 (令和6年10月分から)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
支給対象児童	中学校修了まで対象 (15歳到達後の最初の3月31日まで)	高校生の年代まで対象 (18歳到達後の最初の3月31日まで)
手当月額	・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 10,000円 ・中学生 10,000円 ・特例給付 5,000円 第3子以降は小学校修了まで15,000円	・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 10,000円 ・中学生 10,000円 ・高校生 10,000円 第3子以降は一律30,000円を給付
第3子のカウント対象となる年齢	高校生の年代まで (18歳到達後の最初の3月31日まで)	大学生の年代まで (22歳到達後の最初の3月31日まで)
手当支給月	年3回 (2.6.10月)	年6回 偶数月 (2.4.6.8.10.12月)

※大学生に限らず、就職等で収入がある場合でも親等が監護に相当する世話等をし、生計費を負担している場合は、第3子のカウント対象です。

※児童手当制度拡充後の初回支給月は、令和6年12月10日予定 (10.11月分) です。

詳細は HP へ

申請の要否については、右の QR コードのホームページに掲載されたフローチャートをご確認し申請してください。



【申請に必要な書類】

○申請書類

- ①認定申請書 (申請者の健康保険証の写し、申請者の口座情報のわかる書類を添付)
- ②別居監護申立書 (該当する場合のみ提出)
- ③監護相当・生計費の負担についての確認書 (該当する場合のみ提出)

※申請に必要な書類については、こども支援課窓口のほか、町のホームページでもダウンロードができます。詳しくはホームページをご覧ください。

【申請期限】 令和6年10月31日 (木) ※令和6年12月の支給に間に合う申請期限

◇申請期限に関する留意事項◇

※申請期限後の提出や、不足書類等で期限までに手続きが完了しない場合は、手当の支給が遅れることがあります。
※申請期限後であっても、令和7年3月31日 (月) までに手続きされた場合は、10月分からの児童手当を遡って支給いたします。

児童手当制度の詳細については、町のホームページにも掲載しておりますので、あわせてご確認ください。なお、申請については、申請先が最上町の方を対象に記載しております。公務員の方は勤務先へ、町外在住の場合は居住地へお問合せ下さい。

目指せ！脱炭素社会への道☆

シリーズ2

地球温暖化対策実行計画の策定は「事務事業」と「区域施策」に分かれる

シリーズ「目指せ脱炭素社会への道」の第2回目となる今回は、最上町地球温暖化対策実行計画について触れたいと思います。平成29年3月に策定しました当計画については、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けたロードマップの役割となっており、公共施設の削減目標を定めた「事務事業編」と民間部門および町全体の削減目標を定めた「区域施策編」の2本建てで策定されています。当町の現計画は、当時の政府目標に準じた温室効果ガス削減2030年度目標を、2013年度比26%削減と設定していましたが、パリ協定を経て日本は2030年度において46%削減を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。これらを踏まえ当町においてもより挑戦的な目標を定め取組を進めるべく「区域施策編」の改定を行います。計画改定に伴い、現況を正確に把握するため町内事業者向けにエネルギー利用に関するアンケート調査を実施しております。昨年実施した町民アンケートと合わせ、新たな計画



詳細は HP へ



流通実験の参加登録はコチラ



に反映させて皆様にお示ししたいと思っています。合わせて、地域資源の活用を目的としてデジタル地域通貨流通実験の協力者を募集しています。デジタル地域通貨がどのように地域資源の循環に役立つかなど3ヶ月の期間の中で実験します。町民の方、利用先となる事業所・ボランティア活動を活性化させていきたい方など気軽にご参加ください。

○お問い合わせ 商工観光課エネルギー産業推進室 43-2262

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ✔65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ✔世帯員全員が町民税非課税となっている
- ✔年金収入額とその他の所得額の合計が889,300円以下である



○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ✔前年の所得額が『4,721,000円+扶養親族の数×380,000円』以下である

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構より請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のハガキ(年金生活者支援給付金請求書)に記入して提出してください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。

『給付金専用ダイヤル』: 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

⇒年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。